

青森県教育委員会第885回定例会会議録

1 期 日 令和4年10月4日(火)

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時08分

4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る裁決について

報告第3号 行政文書不開示決定に対する審査請求に係る裁決について

議案第1号 青森県社会教育委員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県生涯学習審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第4号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則案につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿(教育長)、野澤正樹、杉澤廉晴、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

小坂教育次長、吉田教育次長、白戸教育政策課長、早野職員福利課長、吉川教職員
課長、渡部生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長

・会議録署名委員

野澤委員、戸塚委員

・書記

西野数馬、小路口晶子

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(小坂教育次長)

議案に対する意見について、御説明する。資料の1ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第311回定例会に提出された一般会計補正予算案及び条例案5件の計6件について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「令和4年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、3億4,990万5千円の増額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,227億7,141万6千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

次に、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。この改正は、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得に係る任期等の要件を緩和等するもので、令和4年10月1日から施行するものである。

次に、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案」についてである。この改正は、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等するもので、令和5年4月1日から施行するものである。

次に、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。この改正は、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、60歳に達した職員の退職手当の基本額の特例を定める等するもので、令和5年4月1日から施行するものである。

次に、「青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案」についてである。この改正は、普通免許状及び特別免許状の有効期間の更新に関する事務等の廃止に伴う所要の整理を行うためのもので、公布の日から施行するものである。

次に、「青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案」についてである。この改正は、移動式観覧席の廃止に伴う所要の整理を行うためのもので、公布の日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 行政文書一部開示決定に対する審査請求に係る裁決について (非公開の会議に付き記録別途)

報告第3号 行政文書不開示決定に対する審査請求に係る裁決について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第1号 青森県社会教育委員の人事について

(渡部生涯学習課長)

「社会教育法」及び「青森県社会教育委員設置条例」に基づき設置している青森県社会教育委員の任期が、令和4年10月18日をもって満了するので、新たに8名の委員を委嘱するものである。

今回委嘱する委員のうち、吉川康久氏ほか4名を再任することとし、小笠原一恵氏、中村伸二氏、越村康英氏を新たに委嘱するものである。

なお、岩本美和氏、小笠原秀樹氏の2名は、公募によって選考した委員である。

また、委員の任期は、令和4年10月19日から令和6年10月18日までの2年間であり、青森県生涯学習審議会委員を兼ねるものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県生涯学習審議会委員の人事について

(渡部生涯学習課長)

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」及び「青森県生涯学習審議会設置条例」に基づき設置している青森県生涯学習審議会委員の任期が、令和4年10月18日をもって満了するので、新たに15名の委員を委嘱するものである。

今回委嘱する委員のうち、吉川康久氏ほか7名を再任することとし、新たに、三上菜穂子氏、小笠原一恵氏、阿彦正弘氏、中村伸二氏、田名部由香氏、大木えりか氏、越村康英氏を委嘱するものである。

委員の任期は、令和4年10月19日から令和6年10月18日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について

(吉川教職員課長)

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について御説明する。

この度の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、学校職員の育児休業の承認の請求に関する規定等について、所要の整備を行うため、提案するものである。

概要の1点目としては、原則1月前としている育児休業の承認の請求期限及び期間の延長の請求期限について、子の出生の日から57日以内に育児休業をしようとする場合及び期間を延長しようとする場合は、請求期限を2週間前に見直すことに伴う所要の整備を行うものである。

2点目としては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う「育児休業等計画書」の廃止及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により育児休業の取得回数が原則1回から原則2回に見直されたことに伴い、請求に係る様式について所要の整備を行うものである。

改正後の規則は、公布の日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則案について

(吉川教職員課長)

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則案について御説明する。

この度の改正は、教員免許更新制が廃止されたことにより、同制度に係る事務を廃止することに伴う所要の整理を行うため、提案するものである。

概要としては、第208回国会において、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立、令和4年5月18日に公布され、そのうち、教員免許更新制に係る規定については、同年7月1日から施行され、教員免許更新制が廃止された。そのため、同制度に係る事務の廃止に伴う所要の整理として、「青森県教育職員免許状に関する規則」の一部改正及び「青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則」の廃止をするものである。

なお、本規則は、公布の日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(吉川教職員課長)

9月に行った職員に対する懲戒処分1件について、社会的影響が大きい事案であるため、その概要を御説明する。

この事案は、特別支援学校教諭が、令和4年5月21日午後3時頃及び同年5月29日午後3時30分頃、鶴田町内のスーパーマーケットにおいて、食料品等を窃取したものであり、当該職員に対して停職4月の懲戒処分を行ったものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。